

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

情報連絡件名	頁
(1) 第74回利根川治水同盟治水大会の開催について	2
(2) 令和6年度京成本線荒川橋梁部水防訓練（夜間）の実施結果について	3
(3) 都市計画道路等の進捗状況について	5
(4) 足立区景観計画に基づく「足立・まちの風景資産」について	10
(5) 新田三丁目都市整備用地の貸付及び使用許可について	12
(6) 令和6年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について	15
(7) 公園・児童遊園の金属探知機による埋設物の調査について	17
(8) 公園樹木維持管理指針の改定について	19
(9) 竜井堀親水水路の循環施設撤去工事について	20
(10) 佐野六木土地地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について	23
(11) 柳原地区における防災まちづくりの取組み状況について	24
(12) 区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について	27
(13) JKK興野町住宅創出用地の活用について	29

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 足立区地域公共交通計画の策定状況について
- (2) 足立区デマンドタクシー（足タク）の利用者登録状況について
- (3) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行実施結果について
- (4) 常東地区における地域内交通手段の検討状況について
- (5) 足立区自転車活用推進計画の策定について
- (6) 有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について
- (7) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	第74回利根川治水同盟治水大会の開催について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内 容	東京都から第74回利根川治水同盟治水大会開催の連絡があったので、以下のとおり報告する。 1 利根川治水同盟の主な活動 昭和22年9月に発生したカスリーン台風による甚大な被害を契機に発足したものであり、利根川流域1都5県（東京、埼玉、群馬、栃木、茨城、千葉）の自治体等で構成している。 治水大会では、利根川水系の治水・利水・環境事業の早期完成を目指し、事業の着実な推進及び河川環境の整備促進等を求める決議を行い、国会及び政府関係機関に対し要望活動を行っている。 なお、足立区からは区議会議員及び区職員が参加している。 2 第74回大会開催概要 (1) 日時 令和6年7月30日（火）午後1時～午後3時 (2) 場所 高崎芸術劇場（群馬県高崎市栄町9-1） (3) 内容（予定） 開会宣言 会長挨拶 開催県代表挨拶 来賓祝辞 事業概要説明 意見発表 大会宣言 大会決議 次期開催都市挨拶 閉会宣言 3 その他 毎年治水大会を各地で開催しているが、来年度の内容については現時点では未定である。

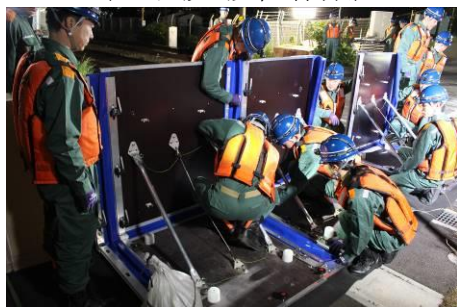
建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	令和6年度京成本線荒川橋梁部水防訓練（夜間）の実施結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内 容	令和6年度の京成本線荒川橋梁部における水防訓練（夜間）の実施結果について、以下のとおり報告する。 1 訓練概要 （１）実施日時 令和6年6月8日（土） 午前1時00分～午前1時35分 ※ 葛飾区と同日に実施 （２）実施場所 京成本線荒川橋梁部付近（足立区柳原一丁目17番先） （３）訓練内容 京成本線荒川橋梁部における止水板等の設置 2 実施結果 （１）所要時間 約33分（設置作業約23分、撤去作業約10分） （２）従事者数 40人（うち、止水板設置等の作業者数は20人） （３）訓練成果 ア 作業の効率性 線路脇のコンクリート壁の高さに合わせて従来よりも40cm高い止水板を新たに導入し、高さ調整用の土のうは昨年約500袋を約100袋に、作業者数は10人削減するなど効率化を図った。 イ 止水に対する効果 止水板をコンクリート壁と連結するため、水圧等に対して強固な構造になっており、また、止水板の下にゴムマットを敷設することによって漏水量の減少などの効果が期待できる。

(4) 訓練実施状況

(止水板 設置作業)



(止水板 設置完了)



3 今後の方針

今後も実践的な訓練を重ねて作業の効率化と職員の技能向上を図り、水害による被害の最小限化に努めていく。

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	都市計画道路等の進捗状況について																										
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課 道路公園整備室道路整備課																										
内 容	令和6年4月1日現在、区内の都市計画道路の整備状況は、計画路線約161kmのうち概成完成路線は約125km（約78％）である。また、事業中路線が約11kmであり、未着手路線は約25kmとなっている。 区内の都市計画道路等の進捗状況は以下のとおりである（別紙1及び別紙2参照 P8～9）。 1 足立区が施行している路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th><th>事業箇所</th><th>延長・幅員等</th><th>用地取得率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 補助第138号線その2 (環七南通り)</td><td>関原三丁目 ～ 梅田五丁目</td><td>約280m 16m</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>(2) 補助第138号線江北地区 (環七南通り)</td><td>江北四丁目 ～ 江北一丁目</td><td>約390m 16m</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>(3) 補助第256号線 (花畑大橋通り)</td><td>中央本町三丁目 ～ 青井六丁目</td><td>約840m 15m</td><td>53%</td></tr> <tr> <td>(4) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前交通広場)</td><td>西新井栄町二丁目</td><td>約23.5m 22m 交通広場 5,468 m²</td><td>3%</td></tr> <tr> <td>(5) 区画街路第14号線 (竹ノ塚駅西口駅前交通広場)</td><td>西竹の塚二丁目</td><td>約97m 18m 交通広場 4,249 m²</td><td>99%</td></tr> </tbody> </table>			路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率	(1) 補助第138号線その2 (環七南通り)	関原三丁目 ～ 梅田五丁目	約280m 16m	100%	(2) 補助第138号線江北地区 (環七南通り)	江北四丁目 ～ 江北一丁目	約390m 16m	0%	(3) 補助第256号線 (花畑大橋通り)	中央本町三丁目 ～ 青井六丁目	約840m 15m	53%	(4) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前交通広場)	西新井栄町二丁目	約23.5m 22m 交通広場 5,468 m ²	3%	(5) 区画街路第14号線 (竹ノ塚駅西口駅前交通広場)	西竹の塚二丁目	約97m 18m 交通広場 4,249 m ²	99%
路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率																								
(1) 補助第138号線その2 (環七南通り)	関原三丁目 ～ 梅田五丁目	約280m 16m	100%																								
(2) 補助第138号線江北地区 (環七南通り)	江北四丁目 ～ 江北一丁目	約390m 16m	0%																								
(3) 補助第256号線 (花畑大橋通り)	中央本町三丁目 ～ 青井六丁目	約840m 15m	53%																								
(4) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前交通広場)	西新井栄町二丁目	約23.5m 22m 交通広場 5,468 m ²	3%																								
(5) 区画街路第14号線 (竹ノ塚駅西口駅前交通広場)	西竹の塚二丁目	約97m 18m 交通広場 4,249 m ²	99%																								

路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
(6) 区画街路第15号線 (北綾瀬駅前交通 広場)	谷中四丁目	約7.6m 19m 交通広場 2,117 m ²	100%

2 東京都第六建設事務所が施行している路線

路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
(1) 補助第109号線 (神明南)	北加平町 ～ 神明一丁目	約1,210m 15m	13%
(2)ア 補助第136号線 (本木)	扇一丁目 ～ 本木一丁目	約840m 20m	98%
(2)イ 補助第136号線 (梅田その2)	梅田四丁目 ～ 梅田三丁目	約580m 20m	100%
(2)ウ 補助第136号線 (足立)	足立一丁目 ～ 足立三丁目	約630m 15m～18m	91%
排水管設置工事等を予定			
(3)ア 補助第138号線 (中央本町)	中央本町一丁目 ～ 弘道一丁目	約700m 15m	71%
既設暗渠撤去工事等を予定			
(3)イ 補助第138号線 (綾瀬新橋)	青井三丁目 ～ 綾瀬五丁目	約290m 15m	99%
取付護岸工事中、地盤改良工事中 仮橋工事を予定			
(3)ウ 補助第138号線 (興野)	興野一丁目 ～ 本木二丁目	約350m 16m	99%
排水管設置工事等を予定			

路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
(4) ア 補助第 261 号線 (古千谷)	古千谷一丁目 ～ 伊興四丁目	約 1,040m 15m～16m	100%
(4) イ 補助第 261 号線 (神明)	神明二丁目 ～ 六木三丁目	約 720m 16m	94%
(4) ウ 補助第 261 号線 (伊興)	伊興四丁目 ～ 竹の塚六丁目	約 910m 15m～22m	55%

3 東京都第一市街地整備事務所が施行している路線

(1) 六町四丁目付近土地区画整理事業 約 69.03ha

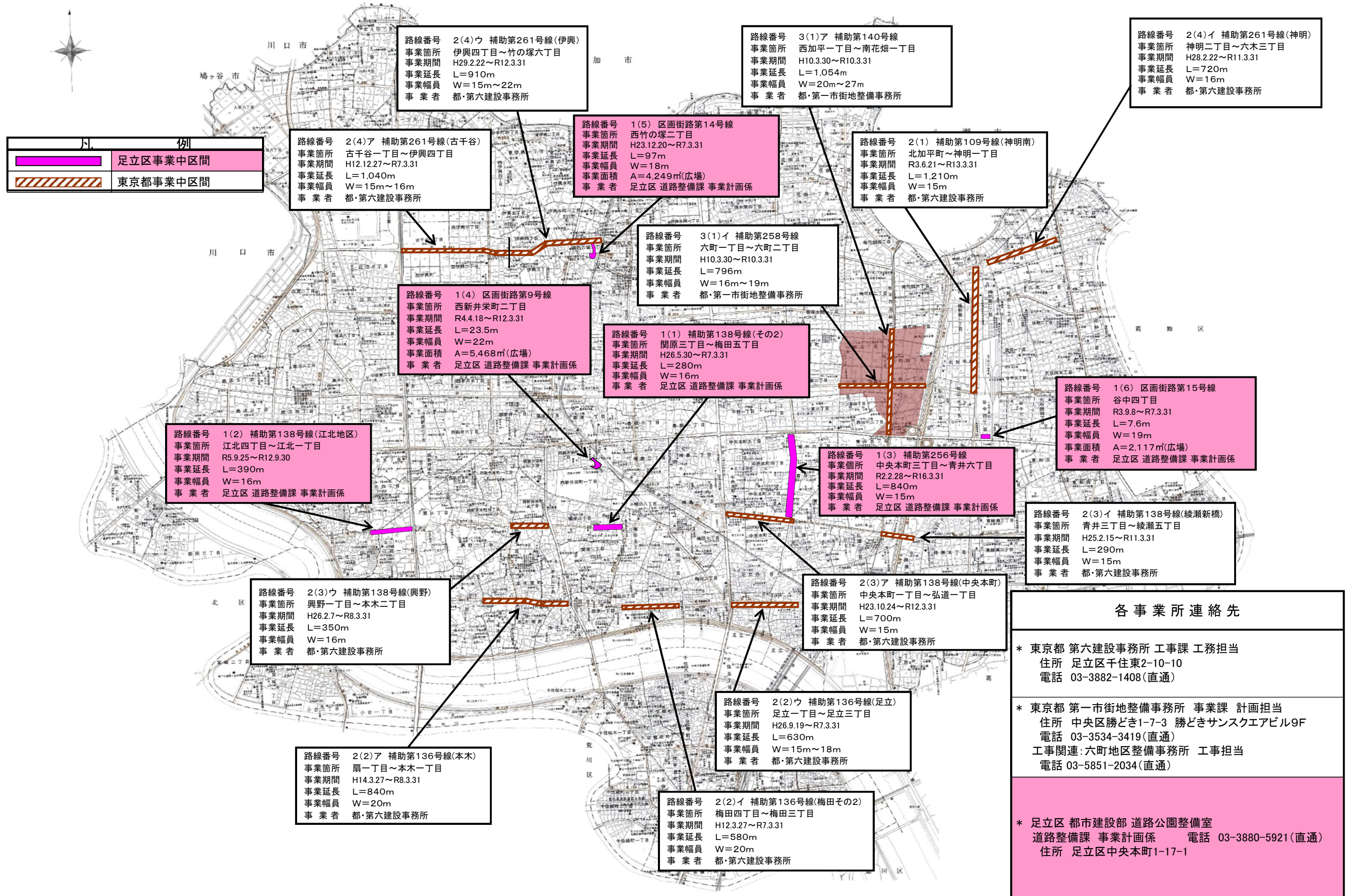
路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
ア 補助第 140 号線	西加平一丁目 ～ 南花畑一丁目	20m～27m 暫定整備延長 約 1,054m	—
イ 補助第 258 号線	六町一丁目 ～ 六町二丁目	16m～19m 暫定整備延長 約 796m	—

4 今後の方針

- (1) 足立区施行路線については、事業を円滑に推進するため、工程及び施工管理を適切に行うとともに、関係機関との協議も進めていく。
- (2) 東京都施行路線については、東京都に事業の整備促進を要望する。

都 市 計 画 道 路 事 業 箇 所 図

足立区 道路整備課・都市建設課 作成 令和6年4月1日現在



都市計画道路一覧表

路線番号	始 点	終 点	区内幅員 (m)	区内延長 (m)
放11	台・根岸二丁目	舎人四丁目	25～58	7,130
放12	中・日本橋三丁目	西保木間四丁目	25～57	7,800
放12支1	西保木間三丁目	西保木間四丁目	27～37	260
環7	大・平和島六丁目	江・堀江町	25～38	11,050
補91	北・上中里二丁目	扇二丁目	15～30	2,520
補93	文・本駒込三丁目	北・王子五丁目	15	1,360
補100	台・根岸二丁目	東伊興二丁目	15～41	6,100
補109	台・浅草七丁目	神明三丁目	15～27	5,100
補113	鹿浜五丁目	葛・小菅三丁目	15～44	10,620
補113支1	江北二丁目	鹿浜一丁目	22～37.75	1,740
補118	小台一丁目	柳原二丁目	15	5,470
補119	千住元町丁目	江・富岡二丁目	15～27	3,360
補136	扇一丁目	葛・新宿二丁目	15～34	6,000
補137	梅田一丁目	梅田六丁目	15	920
補138	江北二丁目	葛・東金町二丁目	11～16	8,620
補139	千住一丁目	柳原一丁目	15	2,010
補140	南花畑四丁目	江・西葛西二丁目	18～27	3,880
補190	千住二丁目	千住龍田町	15～18	870
補192	柳原二丁目	千住曙町	15	820
補193	荒・東尾久八丁目	千住緑町三丁目	15	460
補250	堀之内二丁目	伊興一丁目	15～16	4,240
補251	江北一丁目	加賀二丁目	15～27	3,290
補252	鹿浜八丁目	入谷九丁目	16～44	2,840
補253	本木北町	古千谷本町四丁目	15～27	4,850
補254	梅田四丁目	梅田五丁目	16	800
補255	梅島一丁目	竹の塚七丁目	15～27	3,530
補256	中央本町三丁目	花畑五丁目	15～16	4,180
補257	南花畑四丁目	花畑七丁目	16	1,910
補258	鹿浜五丁目	大谷田五丁目	15～30	8,290
補259	栗原二丁目	葛・水元四丁目	15～16	5,470
補260	栗原四丁目	六月三丁目	23	550
補261	入谷七丁目	葛・南水元一丁目	15～39.2	7,780
補262	入谷八丁目	花畑二丁目	16	6,150
補263	花畑八丁目	花畑八丁目	16	390
補268	東和一丁目	葛・立石七丁目	11	120
補269	大谷田一丁目	葛・水元三丁目	20～39	650
補271	東綾瀬一丁目	東綾瀬二丁目	12	490
補274	葛・立石一丁目	六木三丁目	11～16	3,820
補275	東和二丁目	東和五丁目	11	950
補294	入谷五丁目	入谷町	22	860
補295	入谷九丁目	舎人二丁目	16	1,870
補296	入谷町	舎人六丁目	16	1,360
6号付属2	神明一丁目	北加平町	6～26	1,280
6号付属3	加平二丁目	加平二丁目	6	500
6号付属4	西加平一丁目	西加平一丁目	6	200
6号付属5	加平一丁目	加平一丁目	6	120
6号付属6	加平一丁目	綾瀬一丁目	6	2,060
足立線付属3	鹿浜二丁目	鹿浜二丁目	6～18.5	390
王子線付属4	宮城二丁目	宮城二丁目	7.5	250
区街路1	鹿浜四丁目	鹿浜六丁目	15	440
区街路2	千住一丁目	千住二丁目	9	290
区街路3	千住三丁目	千住三丁目	12	240
区街路4	千住三丁目	日の出町	9	490
区街路5	舎人五丁目	舎人五丁目	16	50
区街路6	西新井本町二丁目	西新井本町二丁目	23	10
区街路7	新田二丁目	新田三丁目	17～22	1,130
区街路8	関原三丁目	西新井栄町一丁目	17	980
区街路9	西新井栄町一丁目	西新井栄町二丁目	22	80
区街路10	西新井栄町二丁目	西新井栄町二丁目	17	230
区街路11	千住橋戸町	千住橋戸町	18	260
区街路12	千住旭町	千住旭町	16	260
区街路13	千住旭町	千住旭町	7～12	410
区街路14	西竹の塚二丁目	西竹の塚二丁目	18	100
区街路15	谷中四丁目	谷中四丁目	19	10
竹の塚駅街路1	竹の塚六丁目	竹の塚四丁目	22	970

備考:1.都市高速道路及び特殊街路を除く

2.路線番号の放は放射線、環は環状線、補は補助線、付は都市高速道路付属街路、区街路は足立区画街路の略称です。



優先整備路線一覧表

路線番号	区 間	延長 (m)	施行者
補109	北加平町～神明一丁目	1,210	東京都
補137	梅田七丁目付近	100	足立区
補138	中川四丁目～中川三丁目	700	東京都
補140	西綾瀬四丁目～綾瀬一丁目	560	東京都
補253	西新井一丁目付近	260	足立区
補254	関原一丁目～梅田五丁目	800	足立区
補255	梅島三丁目付近	680	足立区
補256	中央本町三丁目～青井六丁目	840	足立区
補261	伊興四丁目～竹の塚六丁目	910	東京都
区街路7	新田二丁目～三丁目	390	足立区
区街路8	関原三丁目付近	220	足立区
区街路9	西新井栄町一丁目～二丁目	70	足立区
区街路13	千住旭町	50	足立区
竹の塚駅広1	竹ノ塚駅		足立区

足立区都市計画道路図

第4次事業化計画 (平成28年度から令和7年度)



別紙 2



ビューティフル
ウィンドウズ

凡 例	
	完 成 路 線
	事 業 中 路 線
	優 先 整 備 路 線
	そ の 他 の 計 画 路 線
	路 線 番 号
	交 通 広 場

〔R6年4月1日現在〕

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	足立区景観計画に基づく「足立・まちの風景資産」について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内 容	第二次足立区景観計画（令和3年1月策定）に基づき、令和6年6月28日まで「足立・まちの風景資産」の募集を行った。応募風景の中から「足立・まちの風景資産」を選定するための投票を実施するので、以下のとおり報告する。 1 概要 「足立らしい風景」「守り育てたい風景」「後世に伝えたい誇りに思う風景」をテーマとする風景を広く募集し、その中から「足立・まちの風景資産」として選定する。選定された風景資産は、次回の募集やまち歩きなどで積極的に周知を展開し、保全・活用を推進することで、次世代の資産として引き継いでいく。 2 風景の募集について（令和6年6月20日現在） （1）風景写真の募集 募集期間 令和5年10月2日～令和6年6月28日 募集方法 区ホームページ上の応募フォーム、郵送、FAX、持参 募集数 159件（令和6年6月20日現在） （2）小中学生からのお気に入りの風景についての意見の募集 募集期間 令和6年5月2日～令和6年6月14日 募集方法 「きかせて！みんなのいけん」（小中学生用タブレット） 募集数 50件 3 風景の投票について （1）風景の一般投票 投票期間 令和6年7月23日～令和6年10月7日 投票方法 区ホームページ上の応募フォーム、郵送、FAX、持参 「きかせて！みんなのいけん」（小中学生用タブレット） （2）本庁舎アトリウム パネル展による投票 展示・投票期間 令和6年7月23日～令和6年7月31日 令和6年9月30日～令和6年10月7日 投票方法 パネル展設置投票箱 ※ この他、商業施設でもパネル展開催を調整中

	(3) 周知方法 ア あだち広報（令和6年7月25日号） イ 区ホームページ、SNS ウ ポスター展示、リーフレット配布 本庁舎、区民事務所、住区センター、図書館、大学、駅スタンドほか 4 今後の方針 投票結果をもとに、景観計画推進部会、景観審議会で審議を行い、「足立・まちの風景資産」を選定する。選定結果は令和7年1月に発表する。
--	--

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	新田三丁目都市整備用地の貸付及び使用許可について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内 容	新田三丁目都市整備用地の一部を駐車場運営事業者に貸付し活用しているが、事業者との土地賃貸借の契約期間が令和6年8月31日で満了となる。ついては、新たな事業者を競争入札により選定し、引き続き有料駐車場として活用する。 また、区画街路7号線の事業用地として閉鎖管理していた駐車場以外の土地について、新田橋の架替え工事に伴い、電気及び通信管路を仮橋に移設するため、事業者から資材置場として使用したい旨の申し出があった。ついては、以下のとおり資材置場としての使用を許可する。 これらのことについて報告する。 1 駐車場（貸付） （1）当該区有地の概要 ア 所在地 足立区新田三丁目19番20（地番）の一部 （別紙 P14参照） イ 貸付面積 355.06㎡ ウ 駐車台数 14台（現況） （2）土地貸付の公募条件 ア 使用用途 駐車場として管理運営する イ 契約期間 5年間 （令和6年9月1日～令和11年8月31日） （3）現在の契約状況 ア 契約期間 5年間 （令和元年9月1日～令和6年8月31日） イ 貸付料 14,515,600円（税込み）（5年総額） 貸付料は、競争入札により決定 2 資材置場（使用許可） （1）使用許可の内容 ア 所在地 足立区新田三丁目19番20（地番）の一部 （別紙 P14参照） イ 期 間 令和6年7月1日～令和7年3月31日（9か月間） ウ 許可面積 210.42㎡（1社あたり105.21㎡） エ 使用 者 ① 東京電力パワーグリッド株式会社

② エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
 オ 使用料 1,485,018円(2社期間合計)
 742,509円※(1社あたりの期間総額)

※ 使用料計算(足立区行政財産使用料条例第2条に基づき算定)

土地価格(円/㎡)×許可面積(㎡)×使用料率 = 月額使用料(円)
 313,666 × 105.21 × 2.5/1,000 = 82,501

月額使用料(円)×使用月数(月) = 期間使用料(円)
 82,501 × 9 = 742,509

カ 使用目的 電気及び通信管路を仮橋に移設するための土木工事に
 伴う資材置場として使用

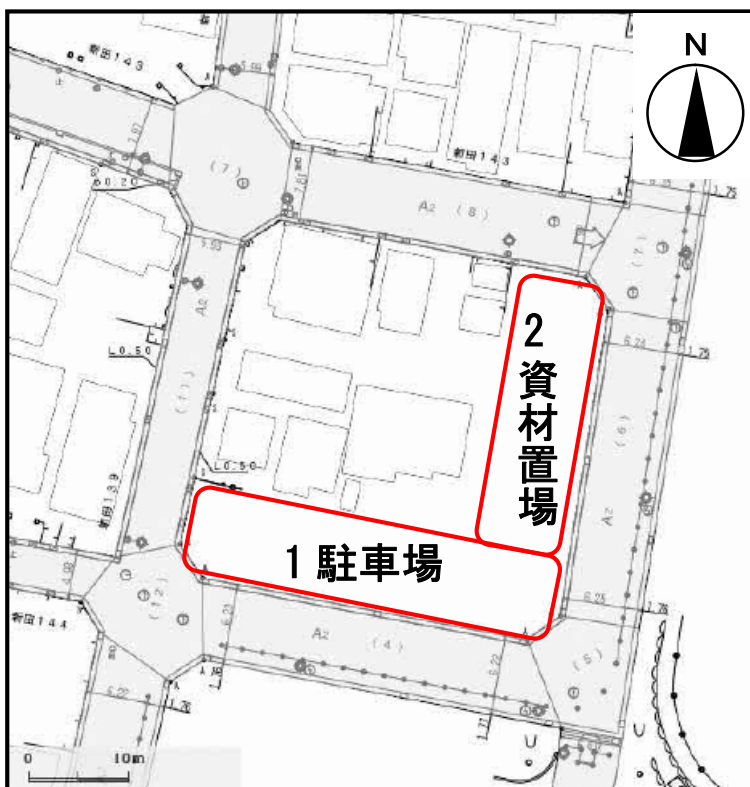
3 今後の予定

年月日	駐車場(貸付)	資材置場(使用許可)
令和6年7月1日		使用許可開始
7月10日	入札・開札	
7月下旬	落札事業者と契約締結	
8月	現契約事業者による駐車場用地の引渡し準備	
9月1日	落札事業者に貸付開始	
令和7年3月31日		使用許可終了

案内図



位置図



建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	令和6年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課 パークイノベーション推進課
内 容	令和6年度のじゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について報告する。 1 実施期間・時間 令和6年7月11日（木）～9月1日（日）の53日間 午前9時～午後1時（1回50分の入れ替え、4回制） 2 実施箇所（別紙 P16 参照） 区立公園20か所 内訳 管理業務委託箇所 17か所 包括的民間委託箇所 2か所 指定管理者運営箇所 1か所 ※ 東和親水公園は改修工事实施により運営休止とするため、現地での看板掲示や足立区公式X（旧Twitter）で近隣公園への案内を行う。 3 対象者 オムツを使わなくなった就学前の子ども 4 運営方法 （1）熱中症対策について ア 暑さ指数が31℃以上に達した際は、利用を中止する。 ※ 足立区医師会の意見 特に乳幼児に関しては、暑さ指数による利用制限はすべきであると小児科医からご助言があった。 イ 周知方法 （ア）足立区公式X（旧Twitter）での情報発信 （イ）現地での看板掲示および係員による来場者への説明 （2）水遊びパンツの使用について 使用は認めない。 理由 取扱いメーカーの見解から「尿については流れ出す構造である」ため、プールとしての水質基準（遊離残留塩素濃度0.4mg/L～1.0mg/L）を確保するには、水遊びパンツの使用は不適と判断した。 ※ 水質基準の計測は60分に1回実施

令和6年じゃぶじゃぶ池案内図

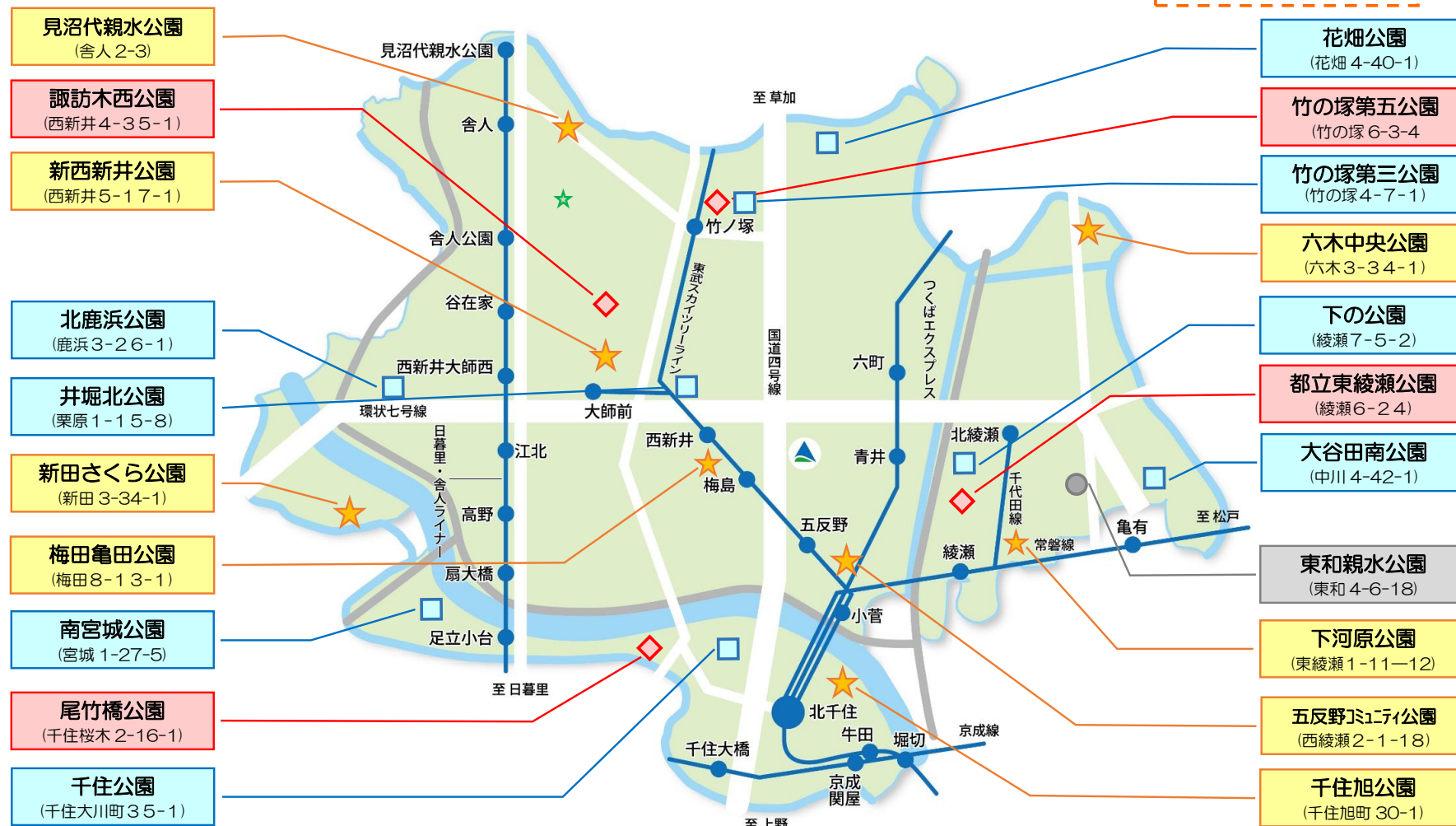
7月11日から9月1日までオープン!

開設時間・・・9:00～13:00

※ 定休日はじゃぶじゃぶ池ごとに異なりますので、下図をご確認ください※

★	お休みなし
□	月曜日お休み
◇	火曜日お休み
●	施設休止

別紙



★ 都立舎人公園のじゃぶじゃぶ池については、舎人公園サービスセンターへお問い合わせください。

足立区 都市建設部

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件名	公園・児童遊園の金属探知機による埋設物の調査について
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課
内容	以下2か所の公園において、区民から区へ「公園・児童遊園の広場に金属棒が出ている」との通報があり、以下のとおり対応した。 また、今回の通報を受け、公園・児童遊園の金属探知機による埋設物の調査を行ったので、調査結果と今後の対応について報告する。 1 通報があった公園・児童遊園 (1) 柳原一丁目児童遊園（柳原一丁目25番） ア 通報日時 令和6年4月23日午後5時30分頃 イ 対応経緯 4月23日夜から24日午前中にかけて委託事業者が目視による点検を行ったが発見できなかった。25日に再度職員による点検を実施し発見・除去した。 (2) 北加平公園（北加平町16番4号） ア 通報日時 令和6年5月25日午後3時頃 イ 対応経緯 5月25日午後3時35分頃、職員および委託業者が急行し、金属棒を発見・撤去した。また、他に金属棒がないか調査（広場の半分、遊具回り）したが無かった。 2 金属探知機による埋設物調査概要 今回の調査は、公園の占用でテントを固定する金属棒の抜き忘れが原因と想定されることから、3年前の全公園調査以降で金属棒の抜き忘れの可能性のある公園を抽出し調査を行った。 (1) 調査期間 令和6年4月26日～6月5日 (2) 調査方法 委託業者および区職員で、金属探知機による埋設物調査を行った。 (3) 調査結果 次ページ表のとおり、東部・西部道路公園維持課で206か所の公園・児童遊園の調査を行った結果、金属棒は無かった。

	調査対象の 公園の数	金属棒があった 箇所数
東部道路公園維持課	92	0
西部道路公園維持課	114	0
合 計	206	0

3 今後の対応

(1) 現場の安全確認

ア 占用等で金属棒の使用の可能性がある公園において、区による金属埋設物調査で安全確認を行う。

(2) 安全管理のルール作り

ア 区民からの通報があった時点で、課長・係長への報告の徹底

イ 委託業者だけでなく区職員も現地確認

(3) 委託事業者への啓発

ア 緊急対応については、即時の区への現地確認結果の報告を義務付けし、来年度契約の仕様書にも明記する。

イ 通報内容によっては委託事業者から現地写真等で確認

(4) 担当職員向け研修の実施

ア 責任の所在は区であるという意識を徹底し、区による現場確認を原則とする。

イ 過去の重大な事故事例（伊興大境公園、新田さくら公園など）から安全管理の重要性を認識させる研修を定期的実施する。

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	公園樹木維持管理指針の改定について
所管部課名	道路公園整備室西部道路公園維持課 東部道路公園維持課
内 容	平成22年の指針策定から10年以上経過しており、昨年街路樹維持管理指針を策定したことも踏まえ、公園樹木維持管理指針を改定したので、以下のとおり報告する（別添資料参照）。 1 指針改定のポイント （1）改定前指針の目標「緑の量と質の充実」に加え、改定後は「公園の魅力となるみどりの創出」の観点を付記した。 （2）地球環境の変化、特に風水害によるリスクが増大していることへの対策を加えた。 （3）落ち葉対策など区民ニーズに沿った対策についての内容を加えた。 2 指針の概要 （1）取り組み方針編 本編では、以下の内容から足立区が目指す公園の緑とその実現に向けた取り組みの方針を示す。 ア 公園の緑の現状と課題 イ 指針の目的 ウ 取り組みの方向性 （2）実務編 本編では、公園の樹木等の維持管理に携わる職員や委託業者等が共通認識をもって業務が行えるよう、具体的な実務内容を示す。 3 改定年月 令和6年3月末 4 今後の方針 （1）公園樹木の維持管理に携わる職員及び委託業者に年1回の研修を行う。 （2）委託業者に向け、剪定に関する注意事項を夏の時期前の6月と落ち葉時期前の10月に通知・確認を行う。 （3）担当職員の作業後の点検報告に加え、各係単位での現場調査により、本指針に則った公園維持管理業務がなされていることを確認する。 （4）既存樹木の状況や周辺環境、公園の利用状況を考慮し、公園ごとの樹木維持管理計画を検討する。

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	竜井堀親水水路の循環施設撤去工事について														
所管部課名	道路公園整備室道路整備課 都市建設部都市建設課 事業調整担当課														
内 容	竜井堀親水水路の循環施設は、都施行の綾瀬新橋架け替え事業用地内に存在し、都から架け替え事業に伴い撤去を求められている。 循環施設の撤去工事（以下「区撤去工事」という。）について、以下のとおり報告する。 1 区撤去工事の契約について 東京都第六建設事務所発注の綾瀬新橋架け替え工事に伴う地盤改良工事の受注者へ、区撤去工事の随意契約を行った。 （参考 令和6年4月25日付議会情報提供資料「都市計画道路補助第138号線 綾瀬新橋の地盤改良について」） （1）随意契約理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号） ア 施工範囲、施工時期の重複 イ 工事の安全・円滑かつ適切な施工のため ウ 綾瀬新橋架け替え事業への影響を及ぼさないため 2 経緯及び今後の進め方について <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年 8月20日</td><td>住民説明会</td></tr> <tr> <td>令和5年 11月10日</td><td>区撤去工事 発注</td></tr> <tr> <td>令和5年 12月12日</td><td>区撤去工事 契約不調</td></tr> <tr> <td>令和6年 2月26日</td><td>都右岸地盤改良工事 契約 （別紙「工事のお知らせ」P21～22参照）</td></tr> <tr> <td>令和6年 5月22日</td><td>区撤去工事契約</td></tr> <tr> <td>令和6年 5月下旬から</td><td>都右岸地盤改良工事 区撤去工事 現場着手</td></tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和5年 8月20日	住民説明会	令和5年 11月10日	区撤去工事 発注	令和5年 12月12日	区撤去工事 契約不調	令和6年 2月26日	都右岸地盤改良工事 契約 （別紙「工事のお知らせ」P21～22参照）	令和6年 5月22日	区撤去工事契約	令和6年 5月下旬から	都右岸地盤改良工事 区撤去工事 現場着手
時 期	内 容														
令和5年 8月20日	住民説明会														
令和5年 11月10日	区撤去工事 発注														
令和5年 12月12日	区撤去工事 契約不調														
令和6年 2月26日	都右岸地盤改良工事 契約 （別紙「工事のお知らせ」P21～22参照）														
令和6年 5月22日	区撤去工事契約														
令和6年 5月下旬から	都右岸地盤改良工事 区撤去工事 現場着手														



補助第138号線 綾瀬新橋 『地盤改良工事』のお知らせ

◆はじめに

日頃より、東京都の道路事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、綾瀬新橋の架け替えに先立ち、地盤改良工事を実施しますので、お知らせいたします。この工事は、仮橋の基礎となる地盤を補強するために行うものです。
施工につきましては、振動・騒音等の軽減に努め、安全に細心の注意を払い行ってまいります。工事期間中は、作業のための通行規制などで何かとご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆工事の場所と日時などについて

工 事 件 名: 街路築造工事のうち地盤改良工事（その2）（5六-補138綾瀬新橋）

工 事 場 所: 東京都足立区弘道二丁目地内（右記案内図をご覧ください。）

工 事 期 間: 令和6年5月下旬 から 令和6年12月下旬（予定）

作 業 時 間: <昼間施工> 8:00 ～ 18:00

◆連絡先・お問い合わせ先

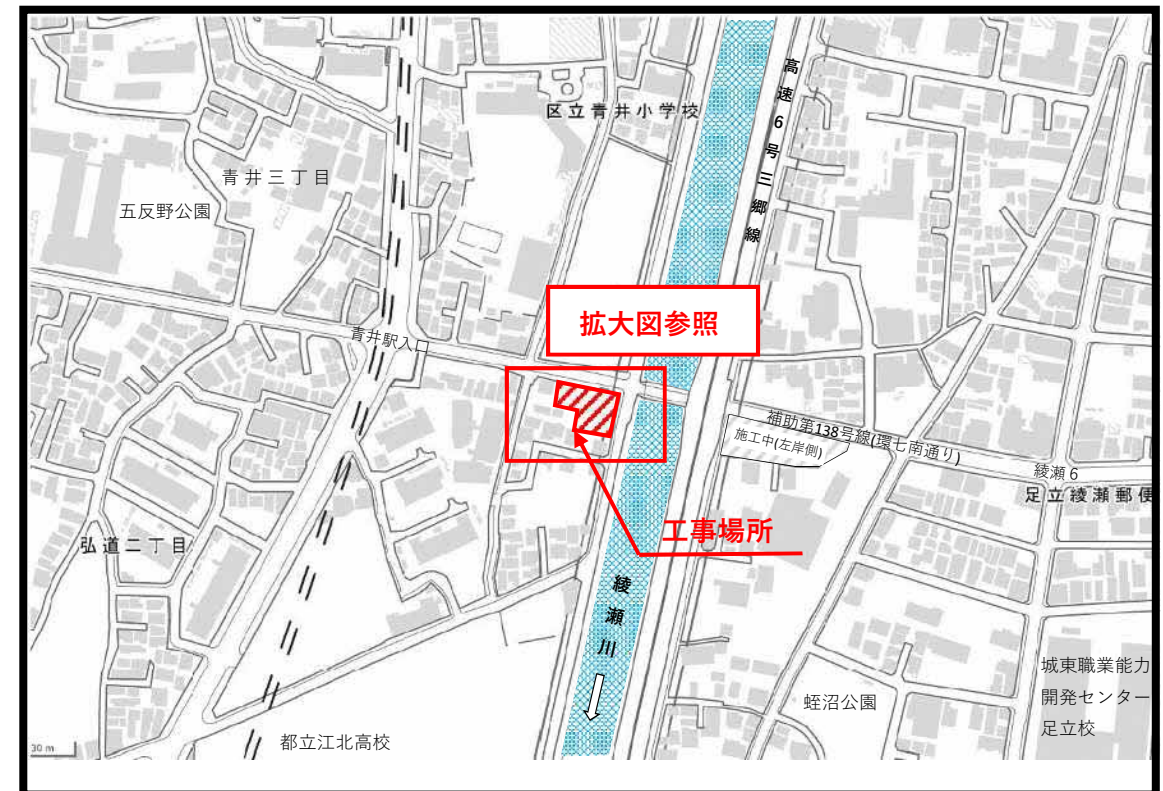
工事についてのご不明な点、お気づきの点やお問い合わせなどがございましたら、下記にご連絡いただきますようお願いいたします。

受 注 者: 徳倉建設株式会社 工事部 電話 03-5888-6702
現場代理人 味岡 浩一 携帯 090-6617-1059

発 注 者: 東京都第六建設事務所 工事課 電話 03-3882-1386

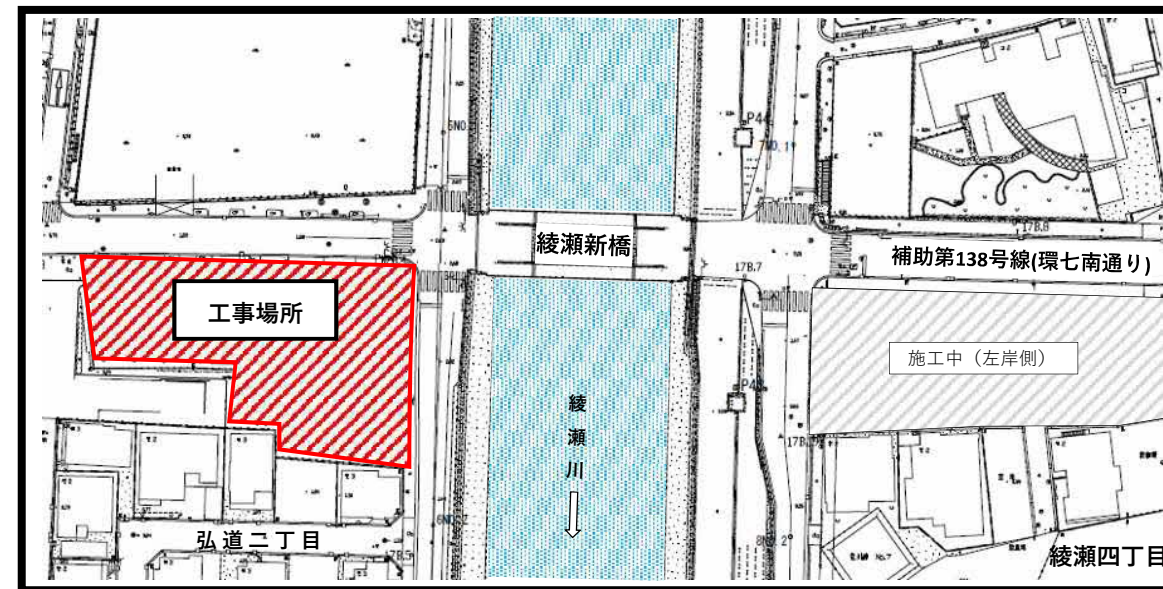
◆工事場所のご案内

案内図

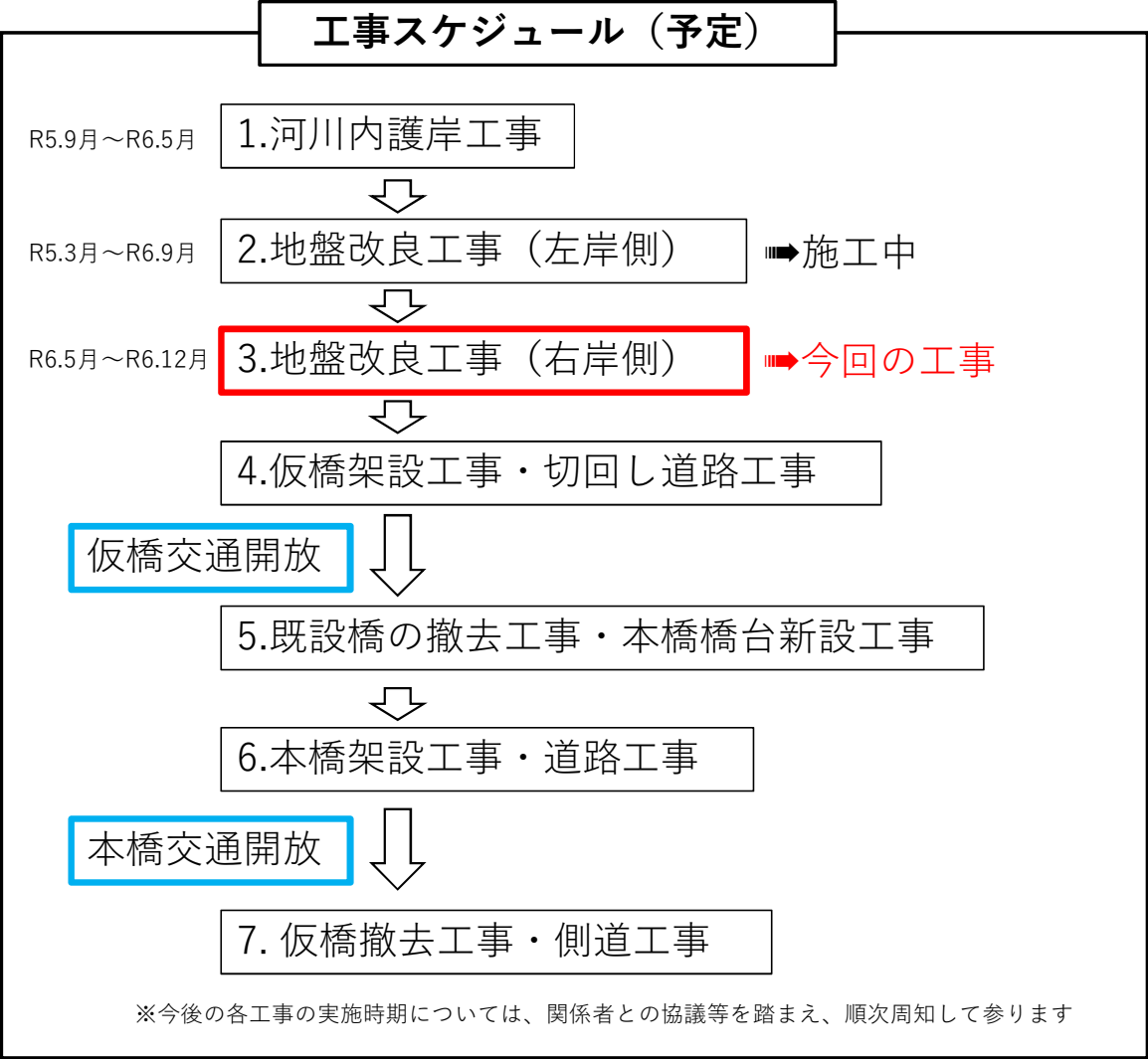


この地図は施工者職員による現地踏査に基づき作成したため
建物・施設・道路幅員等の尺度は実際と異なります。

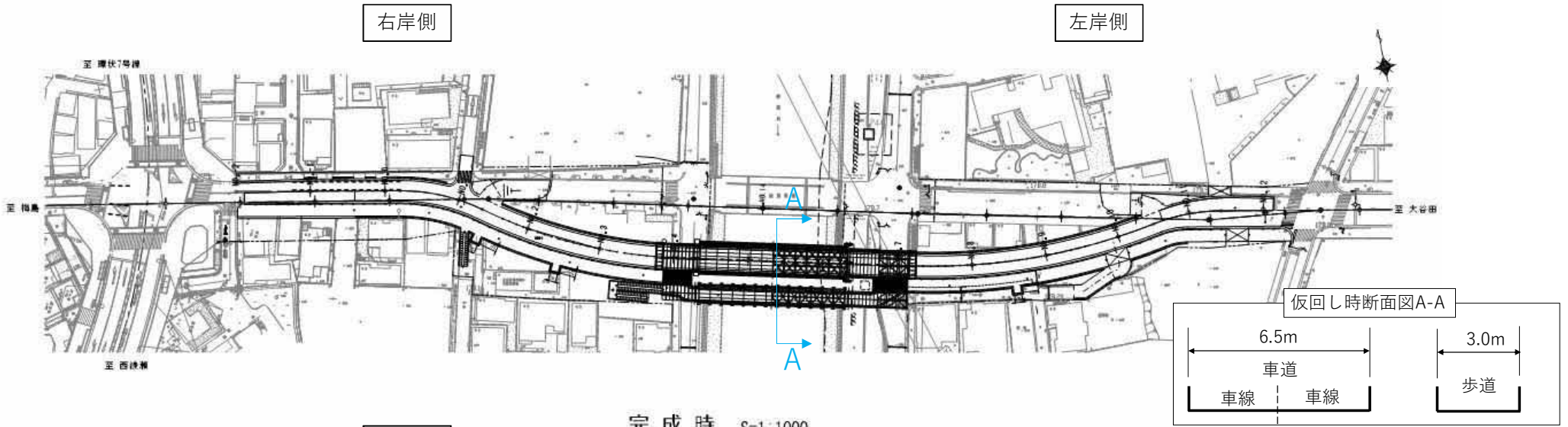
拡大図



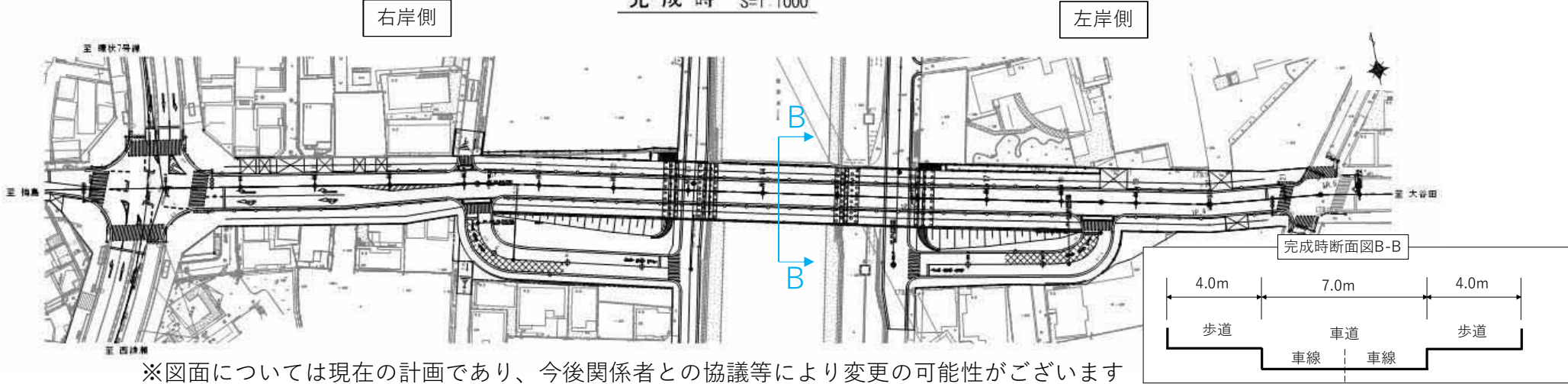
<裏面もご覧ください>



切回し時 S=1:1000



完成時 S=1:1000



※図面については現在の計画であり、今後関係者との協議等により変更の可能性がございます

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件名	佐野六木土地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について																																															
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																																															
内 容	清算金の徴収事務の進捗状況を以下のとおり、報告する。																																															
	1 徴収清算金																																															
	令和3年度から令和8年度の期間で、一括・繰上・分割（最大11回）により徴収。																																															
	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">計画</th><th colspan="2">実績</th></tr><tr><th>権利者数 (人)</th><th>清算元金 (円)</th><th>納付金額 (円)</th><th>未納額 (円)</th></tr><tr><td>令和3</td><td>418</td><td>102,915,272</td><td>102,897,199</td><td>0※1</td></tr><tr><td>令和4</td><td>93</td><td>11,727,200</td><td>11,682,900</td><td>44,300※2</td></tr><tr><td>令和5</td><td>56</td><td>9,532,900</td><td>9,239,400</td><td>293,500</td></tr><tr><td>令和6</td><td>48</td><td>8,337,600</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和7</td><td>42</td><td>7,822,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和8</td><td>35</td><td>7,183,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>147,518,472</td><td>123,819,499</td><td>337,800</td></tr></table>				年度	計画		実績		権利者数 (人)	清算元金 (円)	納付金額 (円)	未納額 (円)	令和3	418	102,915,272	102,897,199	0※1	令和4	93	11,727,200	11,682,900	44,300※2	令和5	56	9,532,900	9,239,400	293,500	令和6	48	8,337,600			令和7	42	7,822,500			令和8	35	7,183,000			計		147,518,472	123,819,499	337,800
	年度	計画		実績																																												
		権利者数 (人)	清算元金 (円)	納付金額 (円)	未納額 (円)																																											
	令和3	418	102,915,272	102,897,199	0※1																																											
	令和4	93	11,727,200	11,682,900	44,300※2																																											
	令和5	56	9,532,900	9,239,400	293,500																																											
	令和6	48	8,337,600																																													
令和7	42	7,822,500																																														
令和8	35	7,183,000																																														
計		147,518,472	123,819,499	337,800																																												
※1 破産者の不納欠損処分(18,073円)により、未納額0円としている。																																																
※2 令和4年度滞納分は定期的な徴収により、令和5年6月時点から令和6年6月末の間に155,600円減少した。																																																
2 未納者について																																																
(1) 未納者2名																																																
(2) 未納状況の内訳																																																
<table><tr><th>未納者</th><th>滞納年度の別</th><th>未納額 (円)</th></tr><tr><td>A氏</td><td>令和5年度分</td><td>72,000</td></tr><tr><td>B氏</td><td>令和4、5年度</td><td>265,800</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>337,800</td></tr></table>				未納者	滞納年度の別	未納額 (円)	A氏	令和5年度分	72,000	B氏	令和4、5年度	265,800	合 計		337,800																																	
未納者	滞納年度の別	未納額 (円)																																														
A氏	令和5年度分	72,000																																														
B氏	令和4、5年度	265,800																																														
合 計		337,800																																														
(3) 今後の対応																																																
ア A氏については、毎月定額の徴収により未納額が減っているため、引き続き徴収を行っていく。																																																
イ B氏については、令和7年2月に差押え中の財産が満期を迎えるため、全未納額265,800円を徴収する。																																																

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件名	柳原地区における防災まちづくりの取組み状況について
所管部課名	建築室建築防災課
内容	柳原地区（柳原一丁目及び二丁目）における防災まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。 1 個別相談会について （１）目的 密集事業及び防災街区整備地区計画（以下「地区計画」という。）の内容について、住民に理解を深めていただけるよう説明に努める。 （２）日程 ア 令和6年6月12日（水）午後6時～午後8時30分 イ 令和6年6月15日（土）午前9時30分～午後0時45分 （３）会場 千住あずま住区センター （４）対象者 拡幅対象路線（別紙 P26 参照）沿道住民約600世帯及び不動産所有者約300名 （５）案内方法 ポスティング及び郵送で開催案内を送付 （６）主な内容 ア 密集事業による道路拡幅及び補償制度について イ 防災街区整備地区計画について ウ 拡幅による残地での建築計画について など （７）相談方法 ア 事前予約制とし、会場内に2ブースを設置 イ 各ブースに区職員及びコンサルタント（建築士等の有資格者）を配置 ウ 相談時間は、1組当たり30分～45分程度 （８）開催結果 ア 参加者 令和6年6月12日（水）6組 令和6年6月15日（土）9組 ※ 日程が合わなかった対象者は、後日個別に相談を受ける。 イ 主な質疑 Q1：道路拡幅は強制なのか。 A1：道路用地の提供は任意のため強制力はないが、地区計画で定める壁面後退は必ず守らなければならない。 Q2：道路用地提供後の残地は買収してくれるのか。 A2：立地条件等を踏まえ、公園用地としての買収を検討する。

Q 3 : 補償費はどの程度になるのか。

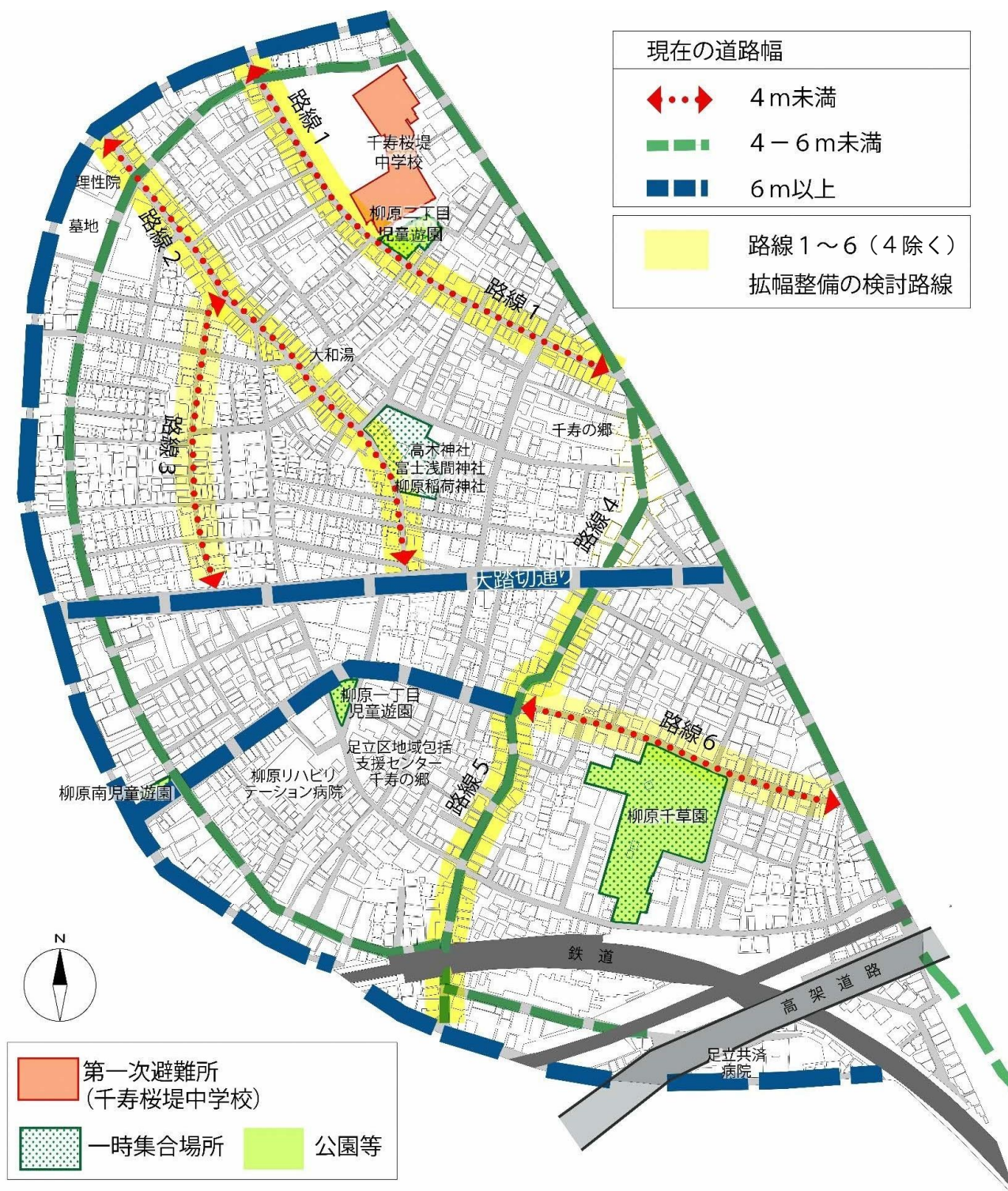
A 3 : 参考として他地区の事例は案内できるが、具体的な金額は調査後の提示となる。調査は令和 6 年 9 月以降を予定している。

2 今後の予定

令和 7 年度からの密集事業及び地区計画の導入に向け、適宜協議会を開催するとともに、以下のとおり手続きを進めていく。

日程	主な内容
令和 6 年 11 月	地区計画原案の説明会
令和 6 年 12 月	地区計画原案の縦覧・意見受付
令和 7 年 1 月	地区計画案の東京都協議
令和 7 年 2 月	地区計画案の縦覧・意見受付
令和 7 年 3 月	都市計画審議会
令和 7 年 6 月	地区計画の決定・告示

拡幅路線図



建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件名	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について					
所管部課名	建築室住宅課 総合防災対策室災害対策課					
内 容	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保に関する現在の取組み状況を、以下のとおり報告する。					
	1 令和6年度に垂直避難用住戸として確保した区営住宅等					
	No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積 (㎡) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数
	1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	3戸 (4・5階)	51～59 3DK	1階 15人	40人
	2	伊興町前沼 (2棟・5階建)	1戸 (3階)	59 3DK	1階 12人	14人
	3	中央本町四丁目 (1棟・11階建)	3戸 (7・11階)	61 2・3DK	1階 19人	39人
	4	新田三丁目 (1棟・6階建)	6戸 (4～6階)	45～55 2・3DK	1～3階 24人	72人
	5	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	3戸 (4階)	48～55 3DK	1～2階 35人	38人
	6	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 5人	15人
	7	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	2戸 (4階)	62 3DK	1～2階 11人	31人
	8	本木一丁目コミュニティ (1棟・4階建)	1戸 (4階)	47 2DK	1～2階 3人	11人
		合計	20戸		124人	260人
		令和5年度	20戸		221人	277人
※ 垂直避難用住戸は、一般区民用ではなく、同じ住宅の低層階に住む居住者を想定						
※ No. 5～7（網掛け）は建替え事業を行っている住宅のため、垂直避難用住戸としての活用は、令和9年度末までとなる。						

2 居住者への周知

対象の住宅の自治会に情報提供し、垂直避難用住戸について説明を行う。

3 運営方法

- (1) 垂直避難用住戸の鍵を住戸の住所地を管轄する区民事務所へ予め持ち込む。
- (2) 「高齢者等避難」の発令後、区民事務所で自治会へ鍵の貸し出しを行う。なお、垂直避難用住戸に区職員は配置しない。

4 都営住宅の活用における東京都との協定について（参考）

令和2年度に、東京都と足立区で締結した「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書」に基づき、都から以下の垂直避難用住戸の提供を受けることとなった。

令和6年度に都から提供を受ける予定の都営住宅

No	都営住宅名	戸数	収容可能人数
1	西保木間三丁目	4	33 名
2	江北四丁目	1	14 名
3	弘道一丁目第3	1	15 名
4	弘道二丁目第3	1	8 名
5	西綾瀬三丁目	2	30 名
6	梅田八丁目	3	31 名
7	宮城一丁目	2	19 名
8	中央本町四丁目	5	50 名
9	千住元町	1	9 名
10	綾瀬七丁目	1	8 名
11	平野一丁目	3	33 名
12	六ツ木町	2	18 名
13	花畑八丁目	2	28 名
	合計	28	296 名
	令和5年度	44	464 名

※ 募集や建替えによる居住者の移転後の空き室の状況により、年度ごとに提供戸数の増減がある。

5 今後の方針

対象の住宅へ垂直避難用住戸の情報を提供し、水害への備えを進めていく。

建設委員会情報連絡

令和6年7月2日

件 名	J K K興野町住宅創出用地の活用について		
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課		
内 容	J K K（東京都住宅供給公社）興野町住宅創出用地における、保育園の 辞退を受けた今後の活用方針について報告する。		
	1 公社興野町住宅創出用地の概要		
	(1) 所 在 地 足立区西新井本町四丁目18番		
	(2) 創出面積 全体約5,100㎡（3,200㎡は区立興野町いちょう公園）		
	(3) 活用方針 約1,900㎡（都市計画道路予定地を除く約1,500㎡）		
	2 創出用地活用方針		
		当 初	今 後
	創出用地	隣接保育園の代替用地 (約1,900㎡)	介護施設として公募を予定 (約1,900㎡)
	3 今後のスケジュール（予定）		
		日 程	
	介護施設の公募期間	令和6年7月29日(月)～8月30日(金)	
	審 査	第一次：令和6年10月 第二次：令和6年11月	
	事業者決定	民有地：令和6年11月 公有地：令和7年1月	
	施設開設	民有地：令和7年度 公有地：令和8年度	
	4 今後の方針		
	介護施設の設置に向け、J K Kや介護保険課と連携し、協議を進める。		

5 施設案内図

【創出用地図】

